

滋賀県農地中間管理事業推進基金条例の制定について

1 制定の理由

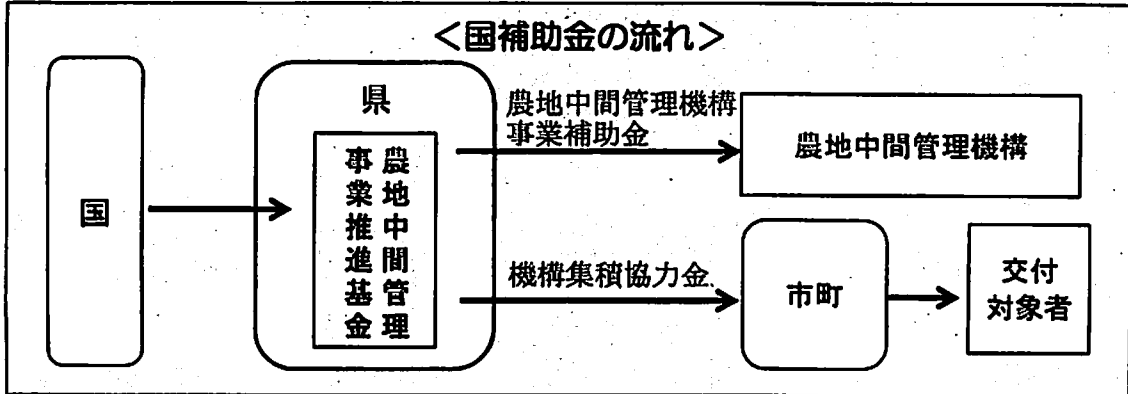
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）が平成25年12月13日に公布され、知事が指定する農地中間管理機構が農地中間管理事業を実施することとされたことに伴い、国の補助金を受け入れ、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、制定しようとするもの。

2 概要

- (1) 農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の円滑な推進を図るため、滋賀県農地中間管理事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れる。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとする。（第6条関係）
- (7) この条例は、公布の日から施行する。

農地中間管理機構の概要

滋賀県農地中間管理事業推進基金 H25年度 農地中間管理事業推進基金積立金 527,222千円



農地中間管理機構のしくみ

